

2023年8月2日

各位

会 社 名 株 式 会 社 マ ネ ー フ ォ ワ ー ド 代表者名 代表取締役社長 CEO 辻 庸 介 (コード番号:3994 東証プライム市場) 取 締 役 金 坂 直 哉 グループ執行役員 CFO (TEL.03-6453-9160)

2028 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2023年8月2日(水)付の取締役会決議に基づく2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、以下のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

 (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 本社債の額面金額と同額とする。

 (2) 転換価額 (ご参考)
 7,814 円 (ご参考)

 発行条件決定日(2023年8月2日)における株価等の状況
 人・東京証券取引所における株価(終値)

 ロ. アップ率 [{(転換価額) / (株価(終値)) -1}×100]
 32.49%

ご注意:本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

〈ご参考〉2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 社 債 の 総 額 120億円
- (2) 発 行 決 議 日 2023年8月2日
- (3) 新株予約権の割当日及び 社債の払込期日(発行日)
- (4) 新株予約権を行使する ことができる期間

2023 年 8 月 18 日 (ロンドン時間、以下別段の表示のない 限り同じ。)

2023年9月1日から2028年8月4日まで(新株予約権の 行使のために本社債が預託された場所における現地時間) とする。但し、①当社による本新株予約権付社債の取得及 び消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、② クリーンアップ条項又は税制変更による繰上償還の規定 に基づく本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京におけ る3営業日前の日まで(但し、税制変更による本社債の繰 上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本 社債に係る本新株予約権を除く。)、③組織再編等、上場廃 止等又はスクイーズアウトによる本社債の繰上償還の場 合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、④本社 債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時ま で、また⑤本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利 益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2028 年8 月4日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場 所における現地時間)より後に本新株予約権を行使するこ とはできない。

上記にかかわらず、2028 年4月3日から2028 年5月11日(当社による本新株予約権付社債の取得に係る取得選択通知が行われた場合には、当該取得選択通知の日)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。また、当社による本新株予約権付社債の取得に係る取得選択通知が行われた場合、当社による本新株予約権付社債の取得の場合における本新株予約権の行使に係る預託の対象となる当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を除いては、2028 年6月24日以降は、本新株予約権を行使することはできない。さらに、当社による本新株予約権付社債の取得により取得される本新株予約権付社債の場合には、預託日(同日を含まない。)から当社による本新株予約権付社債の取得に係る行使取得日(同日を含む。)までの間は、

ご注意:本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

本新株予約権の行使に係る預託の対象となる当該本新株 予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはでき ない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると 当社が合理的に判断した場合には、①当社による本新株予 約権付社債の取得に係る取得選択通知の交付日以降では、 組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の 前日から起算して35日前の日以降の日に開始し、組織再 編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了す る当社が指定する期間中、又は②当社による本新株予約権 付社債の取得に係る取得選択通知の交付日より前では、組 織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終 了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権 を行使することはできない。

さらに、当社による本新株予約権付社債の取得に係る取得 選択通知が行われた以降には、①クリーンアップ条項若し くは税制変更による繰上償還の規定に従って償還通知が なされた場合、償還日の東京における3営業日前の日から 起算して35日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を 含む。)までの間(但し、税制変更による繰上償還の場合 に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本 新株予約権を除く。)又は②組織再編等、上場廃止等若し くはスクイーズアウトによる繰上償還の規定に従って償 還通知がなされた場合、当該償還通知がなされた日のロン ドン及び東京における3営業日後の日(同日を含まない。) から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を 行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における 暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、そ の東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社 債、株式等の振替に関する法律第 151 条第1項に関連し て株主を確定するために定められたその他の日(以下、当 社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。) の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東 京における営業日でない場合、その東京における3営業日 前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株

ご注意:本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (5) 償 還 期 限
- 2028年8月18日
- (6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2023年6月30日現在)の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は2.84%になる見込みです。

- (注)潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付 社債に係る本新株予約権が全て当初転換価額で行 使された場合に、新たに発行される株式数を直近の 発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値 であります。
- ※ 詳細は、2023 年 8 月 2 日付当社プレスリリース「2028 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

ご注意:本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。